

# NSRにゅーす

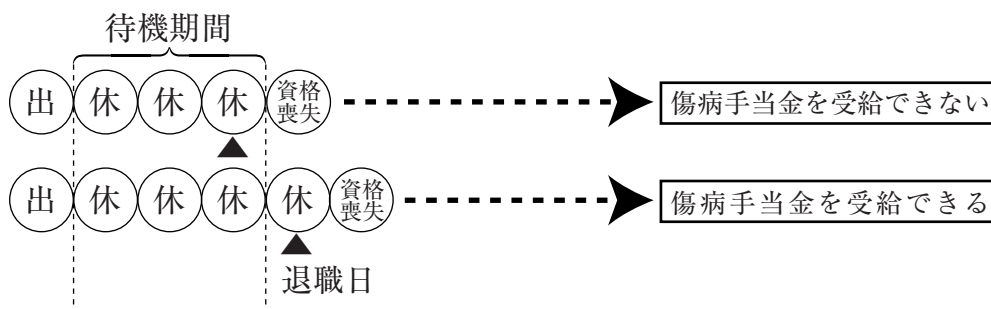
社会保険労務士法人NSR  
 大阪オフィス tel 06-6345-3777  
 神戸オフィス tel 078-371-5120

## 退職後も健康保険の給付を受けるには

国民健康保険の被保険者や健康保険などの被用者保険の被扶養者になった方でも、退職前に一定の条件を満たしていれば、退職後（資格喪失後）であっても次の健康保険の給付を受けることができます。

給付種類	条件	金額
出産育児一時金	1年以上継続して(注1)被保険者であった方で退職後6か月以内に出産したとき	1児につき420,000円(注2)
出産手当金	1年以上継続して(注1)被保険者であった方で退職日に出産手当金を受けていたか、受けられる状態(注3)にあったとき	1日につき標準報酬日額の3分の2
傷病手当金	1年以上継続して(注1)被保険者であった方で退職日に傷病手当金を受けていたか、受けられる状態(注4)にあったとき	1日につき標準報酬日額の3分の2
埋葬料(費)	① 退職後3か月以内に死亡したとき ② 傷病手当金、出産手当金を継続受給中に死亡したとき ③ ②の給付終了後、3か月以内に死亡したとき	(埋葬料) 50,000円 (埋葬費) 50,000円の範囲内で埋葬に要した費用

- (注1) 「1年以上継続して」には、国民健康保険、共済組合期間および健康保険任意継続被保険者期間は含まれない。  
 (注2) ただし、妊娠22週未満または産科医療保障制度に加入していない医療機関において出産した場合は、390,000円。  
 (注3) 産前の休業期間（原則として出産予定日以前42日）に入り、労務に就いていない状態になってから退職した場合。  
 (注4) 退職日前に連続する3日間の待機が完成しており、退職日も労務に就けない状態である場合。



参考資料:全国健康保険協会 東京支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>